

第6次 中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

◎ 業務環境

静岡県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の経営改善支援を行うとともに、企業の創業や成長・発展、事業承継などライフステージや地域特性に応じた保証を利用しやすい環境の整備に努め、行政や金融機関、支援機関と連携して、県内企業の経営の改善発達と地域経済の活力ある発展に貢献します。

そのため、令和3年度から令和5年度における各業務部門の基本方針を次のとおり定めて、重点的に取り組みます。

（1）保証部門

新型コロナウイルス感染症対策におけるセーフティネット機能を果たすとともに、ポストコロナの経済社会に向けて、地域特性や経済環境の変化、企業のライフステージに応じた多様な資金ニーズに対応する保証制度を提供し、企業の伴走型支援に努めます。特に、ウィズコロナ、ポストコロナの厳しい経済環境下にある中小企業に対して、適時適切な資金繰り支援に積極的に取り組みます。

（2）経営支援部門

返済緩和企業の正常化や代位弁済の抑制を目指し、企業の経営改善支援および事業再生支援を最重要施策として取り組みます。

新型コロナウイルス感染症に係る保証利用企業が増加していることを踏まえ、「総合相談センター」を設けて相談業務体制を拡充し、企業訪問や相談対応を通じて企業の実態把握を進め、経営に課題がある企業には、専門家の派遣や支援機関の関与等の各種経営改善支援メニューを活用して、早期に支援を行います。

また、企業の経営改善支援および事業再生支援を効果的に行うため、中小企業支援機関等との連携を一層強化していきます。

（3）その他間接部門

企業に信頼される専門家集団を目指して人材育成に努めるとともに、職員個々の能力が最大限発揮できる職場環境づくりに取り組みます。信用保証業務は社会に不可欠なインフラであることを自覚し、コンプライアンス態勢の強化、反社会的勢力の排除、危機管理体制の整備を進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により新常態が生まれ、業務運営にあたり新たな環境整備が必要となっているため、それらに適切に対応するとともに、金融業界で加速的に進む電子化の動きに対応し、関係機関との調整のもとに適時適切に導入を検討していきます。

協会の役割や取組を広く発信して認知度の向上を図り、地域に根差し、企業に寄り添い、身近で信頼される協会を目指します。